

④ 杉陽製菓工場 (九一七—一五)

所在地 島根県松江市籠屋町

使用労働者数 男七名 女七名 計一四名

労働組合の有無

ありなしの有無

毎月賃金、支拂の回数、月給、支拂の規定は、こゝに示すのと同一である。

労働者のため、九月十日、二十五日、三十日、休業時間、外務の付随。

労働者の健康調査のやり方

此の労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康

調査の調査をす。

⑤ 大塚製菓工場 (九二一—九一七)

所在地、大塚市荒尾九条町通一丁目一三〇。

使用労働者

一〇名

一〇名

労働組合の有無

ありなしの有無

大塚製菓工場は、毎月賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。

一、労働者の健康調査は、毎月の賃金を支拂するに際し、同時に健康調査の調査をす。